

## ● 株主総会について

毎年6月下旬には、多くの上場企業等で株主総会が開催されます。会社法には定時株主総会を毎事業年度終了後に開催しなければならないと規定されており、中小企業も例外ではありません。ただし、中小企業では簡便な手続が認められています。

内容	上場企業等	中小企業
開催時期	事業年度終了後 3 ヶ月以内	事業年度終了後 3 ヶ月以内 通常は法人税申告期限にあわせ、2 ヶ月以内
招集通知	2 週間前	1 週間前 全ての株主が同意すれば省略可
定足数	普通決議・・・議決権の過半数（定款で定足数なし可） 特別決議・・・議決権の過半数（定款で 1/3 以上まで軽減可）	
決議要件	普通決議・・・出席議決権の過半数 特別決議・・・出席議決権の 2/3 以上（定款で 2/3 超の加重可）	
定時 株主総会 決議事項	計算書類の報告 剰余金の処分（配当） 取締役・監査役の選任 （任期は取締役 2 年以内、 監査役 4 年以内） 等	計算書類の承認 剰余金の処分（配当） 取締役・監査役の選任 （任期は定款で 10 年まで延長可） 等

決議事項により制限あり

株主が代表者やその親族のみの場合は、いつでもどこでも株主総会を開催し、決議することができるともいえます。

なお、役員報酬の決定・変更は、株主総会で報酬総額（限度額）のみを決定し、各役員の具体的な報酬額については、取締役会において決定するのが一般的です。法人税法上、役員報酬の変更は事業年度終了後 3 ヶ月以内に限られているので注意が必要です。

平成 25 年 1 月以降に支払う給与・報酬等から、源泉所得税の金額が変更されています。

## 税務カレンダー

	内容	備考
7 月	所得税予定納付（第 1 期） 源泉所得税納付（納期特例・上期分）	減額申請ができます。
8 月	個人事業税納付（第 1 期） 個人住民税納付（第 2 期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。